

令和6年12月2日以降の新規保険証発行終了及び発行終了日以降 の取扱いについて

国民健康保険法の改正により、上記のとおり保険証の新規発行及び再発行ができなくなります。

現在お持ちの保険証は保険証に記載されている有効期限（令和7年7月31日）まで使用することができます。有効期限が過ぎた以降は、マイナ保険証をご利用ください。マイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書が交付されます。

ただし、次の場合は有効期限が異なります。

1.令和6年12月2日以降に75歳の誕生日を迎える方

保険証の廃止日以降に後期高齢者医療保険に移行するため、移行後、後期高齢者医療保険からは保険証は発行されませんので、マイナ保険証又は資格確認書をご利用ください。

2.令和6年12月2日以降に70歳の誕生日を迎える方

70歳の誕生日の属する月の翌日から高齢受給者証を兼ねる保険証に切り替わるため、70歳の属する月の末日が有効期限となります。

○マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証をご利用ください。

自己負担割合が2割となるか3割となるかをお知らせするため、「資格情報のお知らせ」を交付します。

○マイナ保険証をお持ちでない方

自己負担割合を記載した「資格確認書」を交付します。

3.有効期限の短い保険証（短期被保険者証）をお持ちで令和6年12月2日以降に有効期限が到来する方

国民健康保険税の納付状況に応じて、短い有効期限で設定しております。

○マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証をご利用ください。

ご自身の資格情報を確認するための「資格情報のお知らせ」を交付します。

○マイナ保険証をお持ちでない方

資格確認書を交付します。